現三田市民病院の
“跡地活用”についてご意見をお聴きします

TOPICS_01
特にお知らせしたいこと

現三田市民病院跡地には、新統合病院により充実する急性期医療の患者の受け皿としての機能が求められており、回復期医療体制の強化が課題です。
また、跡地活用策については、サウンディング型市場調査の実施による民間事業者からの意見なども踏まえつつ、多様な可能性について検討が必要です。
そこで、引き続き市民が安心して医療を受けることのできる体制の構築につながる跡地活用の基本的な考え方を示すため、基本方針を策定します。
この度「現三田市民病院跡地活用基本方針(案)」<以下、基本方針(案)>を策定しますので、市民の皆さんにお示しし、ご意見を伺います。

基本方針(案)への意見を募集

■基本方針(案)とは

安心して医療を受けることができる体制の構築につながる跡地活用の方向性について、本市の基本的な考え方を示しています。

■跡地活用コンセプト

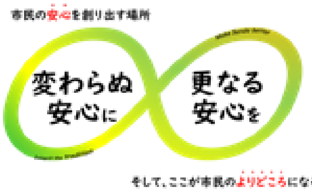

■導入を想定する機能

①回復期医療機関
新統合病院の受け皿となる
②外来診療機能
内科・外科・整形外科を想定
③休日応急診療センター機能
老朽化した施設の移転
※一部抜粋

閲覧方法＝6月1日から閲覧できます
①市HP「意見募集(パブリックコメント)」に掲載
②市民センターなどに設置
その他＝提出された意見は概要を整理し、市の考え方とともに後日公表します(個別の回答は行いません)
意見提出＝ 6月1日～30日までに、専用フォーム(右記2次元コード)または意見書(任意様式)に、住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファクス、eメール(chiikiiryo@city.sanda.lg.jp)のいずれか
※電話など口頭での意見は受け付け不可。提出された意見書は返却しません。

市民意見交換会の開催(全4回)

「現三田市民病院跡地活用の方向性」をテーマに市民意見交換会を開催します。冒頭15分程度、「現三田市民病院跡地活用基本方針(案)」について説明を行います。多くの人に参加いただくために、1人1回の参加に限ります。各会場は収容人数に限りがあるため、応募多数の場合は抽選になります。

日時	会場	定員
6月15日(土) 10時～11時30分	有馬富士 共生センター	195人
6月26日(水) 10時～11時30分	広野市民 センター	210人
6月27日(木) 13時30分～15時	まちづくり 協働センター	270人
6月30日(日) 10時～11時30分	ウッディタウン 市民センター	300人

申し込み＝5月31日必着、住所・名前・電話番号・参加希望日・手話通訳・要約筆記・一時保育の希望の有無を、申し込みフォーム(上記2次元コード)・ハガキ・ファクス、eメール(chiikiiryo@city.sanda.lg.jp)のいずれか

三田市民病院経営強化プランを策定

三田市民病院は、三田市民病院改革プランを策定し、病院経営の改善に取り組んできました。しかし、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった急激な環境変化などが続く中、地域の基幹病院として医療提供体制の維持、経営の安定化が課題となっています。
この状況を踏まえ、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、三田市民病院の経営強化の取り組みをさらに推進するため、三田市民病院経営強化プランを策定しました。
※詳細は市HP(右記2次元コード)
計画期間＝6年度～9年度の4年間
内容＝地域の実情を踏まえた、持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な経営強化の取り組みについて

申し込み・問い合わせ＝〒669-1595 三輪2-1-1 地域医療推進課
(565-8620 FAX 565-8633 eメール chiikiiryo@city.sanda.lg.jp)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
保険税率・料率が決定しました

TOPICS_02
特にお知らせしたいこと

令和６年度 国民健康保険税

▼６年度の税率　※ ( ) カッコ内は前年度

区分	医療分	支援分	介護分 (40 歳〜64 歳の加入者)
所得割	6.98 % (6.92 %)	2.73 % (2.61 %)	2.61 % (2.49 %)
均等割 加入者１人あたり	29,100 円 (27,600 円)	11,700 円 (11,000 円)	12,800 円 (11,700 円)
平等割 １世帯あたり	21,300 円 (21,200 円)	8,300 円 (8,000 円)	6,400 円 (6,000 円)
課税限度額	65 万円 (65 万円)	24 万円 (22 万円)	17 万円 (17 万円)

市 HP ▶

保険税率改定の考え方

６年度は国保事業財政調整基金を約１億円活用し、税率の上昇幅を抑制しました。将来にわたり安定的な国保運営を維持するため、９年度に向けて保険税水準を統一し、県全体で支え合う仕組みづくりが進められています。今後も基金を活用し税負担が急激に増加することのないよう努めます。

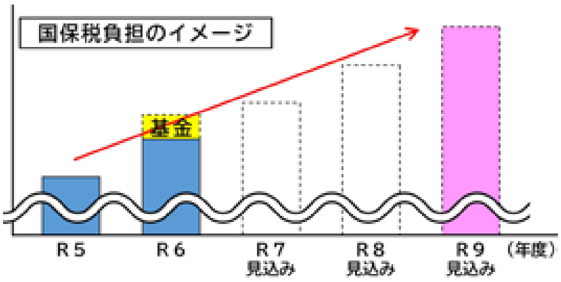

令和６・７年度 後期高齢者医療保険料

▼６・７年度の料率　※ ( ) カッコ内は前年度

均等割額	所得割額	賦課限度額
52,791 円 (50,147 円)	11.24 % (10.28 %)	80 万円 (66 万円)

保険料改定の背景

子育てを全世代で支援するため、国の法改正により後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みなどが導入されました。

保険料率改定に伴う激変緩和措置 (６年度のみ)

制度改正による急激な保険料の増額を緩和するため、次に該当する人は以下の措置が適用されます。

①総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差し引いた額が 58 万円以下 (年金収入の場合、年金収入額が 211 万円以下) の人…所得割率 10.32%

②昭和 24 年３月 31 日までに生まれた人、または令和７年３月 31 日までに障害認定により資格を取得している人…賦課限度額 73 万円

低所得世帯への軽減対象の拡充

低所得世帯を対象に行う均等割、平等割 (国保税のみ) の軽減制度の基準額が引き上げられ、軽減対象が拡充されました。

前年の総所得金額等 (世帯主＋被保険者) が次の金額以下の世帯	軽減割合
43 万円＋ 10 万円 × (年金・給与所得者数* − 1)	７割
43 万円＋ 29.5 万円×被保険者数＋ 10 万円×(年金・給与所得者数 − 1)	５割
43 万円＋ 54.5 万円×被保険者数＋ 10 万円×(年金・給与所得者数 − 1)	２割

＊同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得、公的年金等所得またはその両方がある人

保険税 (料) 額の通知

国民健康保険税納税通知書、後期高齢者医療保険料額決定通知は７月中旬に発送予定です。
個々の保険税 (料) 額は、お送りする通知書などでご確認ください。

問い合わせ＝国民健康保険税について：国保医療課 (559-5050 FAX 559-2636)
後期高齢者医療保険料について：兵庫県後期高齢者医療広域連合 (078-326-2021)